

令和 4 年第 3 回（8 月）

県央地域広域市町村圏組合議会定例会

会 議 録

県央地域広域市町村圏組合

令和4年第3回（8月）県央地域広域市町村圏組合議会定例会

1 場 所 諫早消防署 4階大会議室

2 会 期 令和4年8月5日（1日）

3 会期日程表

月	日	曜	種 別	内 容
8	5	金	定 例 会	開会、議席の指定、会期決定、会議録署名議員の指名、議会運営委員会委員の選任、議案上程、説明、審議、採決、一般質問、閉会

4 付議事件表

議 案 番 号	審議方法	事 件 名	議決月日	結 果
		議席の指定について	8月5日	6番 松本正則君
		会期決定の件	8月5日	8月5日の 1日と決定
		会議録署名議員の指名について	8月5日	指名 松尾祥秀君 竹森学君
		議会運営委員会委員の選任について	8月5日	指名 中野太陽君
議 案 第11号	本会議	令和3年度県央地域広域市町村圏組合一般会計歳入歳出決算の認定について	8月5日	認 定
		一般質問	8月5日	

5 一般質問発言順序及び発言要旨

月 日	質 問 者	質 問 要 旨		ページ
8月5日	岩 竹 洋 一 議 員	1	1 女性消防職員の就業の留意点について 労働基準法 第64条の3（危険有害業務の就業制限）により、女性消防職員の就業にあたっては就業制限が設けられ、特に妊産婦等にあっては細部にわたり制限が設けられている。 その後、平成16年3月15日付消防消第53号「女性消防職員の警防業務への従事に係る留意事項について（通知）」により、実際の女性消防職員の就業について、柔軟な運用が記載され、現在では救助隊以外の業務については女性職員が業務する体制が取られていると思われるが、このことについて県央消防本部の女性消防職員の就業状況と留意点について問う。 2 水難救助における関連機関との連携について 諫早市は3つの海に（大村湾、橘湾、有明海）囲まれた地域であるが、水難救助における、他の機関との連携状況について問う。 3 指揮隊の運用状況について 火災出動等の際に、部隊の集結には時間差がある。災害の推移に応じて指揮隊による的確な指示が必要であるが、県央消防本部の指揮隊の運用状況はいかかなものか問う。	22
	中 野 太 陽 議 員	2	○ドクターヘリについて 1 市民への周知についてどのようにされているか。 (1) 運用の責任は県だと思うが、周知等の責任はどこになるのか。	27

			(2) ランデブーポイント等への周知や、指定されていることへの周知はどこで行うのか。 (3) 臨時ヘリポート以外に着陸する場合、野球場や学校のグラウンド等に条件が整えば着陸できるが、その管理者や所有者の周知はなされているのか。また、どこが周知を行うのか。 (4) 自治会等の理解が求められる場合もあると思うが、説明はされないのか。また、どこが責任を担うのか。 2 ドクターヘリの要請について (1) 要請までのプロセスはどうなっているか。 (2) 消防機関の役割は何があるか。 (3) 発着場所の自治体、自治会の協力が必要となる場合があると思う。模擬訓練をする考えはないか。	
	山北正久 議員	3	1 県央消防本部の勤務実態について (1) 通常、3 班体制の交替制で 1 日（24 時間）の勤務後、2 日休み、さらに 1 日（24 時間）の勤務の繰り返しとのことであるがどうか。 (2) 県央消防本部では、勤務明け 2 日間の非番の日に、「救助指導会」という大会のための練習を自主参加としながら、半ば強制的に参加させているとの外部からの指摘を受けて、現在は中止しているようであるがどうか。 (3) 「救助指導会」大会の職場代表者は、最近、また非番の日に訓練しているとのことであるがどうか。	3 2

			2 「救助指導会」という大会の内容について (1) 「救助指導会」という大会の内容について、説明を求める。また、指摘があっているように、他県においては県大会や九州大会等については、それぞれの県の消防学校の施設を利用しているが、本県のみ県央消防本部の施設で実施とあるが、事実か、その理由は何か。 3 県央消防職員の有給休暇の取得について (1) 消防士、救急隊員の業務は常に死に直面する、非常に危険で大変厳しい職務であると、認識をしていることから、「非番の日はしっかりと休養を取り、リフレッシュして勤務日には100%以上の力を発揮すべきである」という意見には、本議員も全く同感である。 公務員が有給休暇も取れない職員がいるとするならば、人権上大問題である。 実態は如何なものか。 4 県央消防本部での新型コロナウイルス感染の発生について (1) 県央消防本部では去る4月度に大人数の飲み会を開催した後に、新型コロナウイルス感染の署員が発生したとの情報があるが、事実か、またその後の対策についてはどうか。	
--	--	--	---	--

○ 出席議員（14名）

1番	岩	竹	洋	一	君
2番	谷	澤	和	浩	君
3番	永	尾	典	嗣	君
4番	福	田	美	子	君
5番	田	川	伸	隆	君
6番	松	本	正	則	君
7番	中	野	太	陽	君
8番	山	北	正	久	君
9番	野	島	進	吾	君
10番	松	尾	祥	秀	君
11番	竹	森		学	君
13番	松	尾	文	昭	君
14番	村	崎	浩	史	君
15番	林	田	直	記	君

○ 欠席議員（1名）

12番 佐藤義隆君

○ 説明のため出席したもの

管理者	大久保潔重	君
副管理者	園田裕史	君
副管理者	金澤秀三郎	君
監査委員	江嶋多鶴子	君
事務局長	北島淳二	君
消防長	城下和美	君
次長兼諫早消防署長	富岡正英	君
次長兼消防総務課長	溝口康二	君
総務課長	牛畠広輝	君
大村消防署長	一瀬修	君
小浜消防署長	橋本憲和	君

○ 議会関係出席者

書記長	牛畠広輝	君
書記	三丸大作	君
書記	柳谷隆幸	君

午後 2 時開会

○議長（林田直記君）

ただいまから、令和 4 年第 3 回県央地域広域市町村圏組合議会定例会を開会いたします。

議事に入ります前に、去る 6 月 4 日に御逝去されました、故 松尾義光議員に対し、謹んで哀悼の意を表したいと思います。

ここで、故 松尾義光議員の御霊に対し、黙祷を捧げます。皆様、御起立をお願いいたします。黙祷。

（黙祷）

黙祷を終わります。御着席ください。

今定例会に説明員の出席を求めましたので、御報告いたします。

議事日程につきましては、お手元に配布しております日程表により取り計らいたいと思いますので、御了承ください。

議事に先立ちまして、諫早市選出の組合議員が 1 人欠員となっておりますが、組合議員に選任されました議員を御紹介いたします。

諫早市議会議員の松本正則議員でございます。

よろしくをお願いいたします。

ここで、管理者より発言の申し出がっておりますので、発言を求めます。

○管理者（大久保潔重君）

本日ここに、令和 4 年第 3 回組合議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆さま方には御健勝にて御出席を賜り、厚くお礼を申し上げます。

去る 6 月 4 日、諫早市議会選出の組合議員であられました、故 松尾義光議員が御急逝なされました。

まさに、任期半ばにしての他界であり、御家族様、組合関係者の皆さまにはさぞかし無念のこととお察し申し上げます。

組合管理者といたしましても、誠に残念であり、痛恨の極みでございます。ここに改めて御冥福を心からお祈り申し上げます。

さて、「第 7 波」に突入した新型コロナウイルス感染症ですが、オミクロン株の「BA. 5」への置き換わりが進んでおり、全国各地で新規感染者数が急速に拡大しております。

長崎県内におきましても、これまでの感染者数を大幅に更新し、警戒レベルも引き上げられました。

まだまだピークアウトには程遠く、今後も感染者数の増加が予想されており、医療提供体制の逼迫に警戒が強まっております。

消防・救急業務、廃棄物処理業務といった住民生活を維持するために必要不可欠な業務を担当する本組合といたしましても、職員の感染防止を一層徹底し、体制の維持に努めてまいりたいと思います。

今年は全国的に「最速の梅雨明け」となり、県内においても梅雨明けと同時に30度を超える暑さを観測し、「熱中症警戒アラート」も発令されました。

その影響から熱中症による救急搬送者数も例年以上に多くなっております。

また、気象庁は頻発する線状降水帯による大雨被害の被害軽減のため、6月1日から「線状降水帯予測」を開始いたしました。

昨年8月には、停滞する前線の影響で記録的な大雨となり、雲仙市小浜町において土砂災害が発生し、これに巻き込まれた3名の尊い命が犠牲になりました。

近年の自然災害の発生状況を鑑みますと、災害は、必ず発生するものと捉え、備えを今一度圏域住民の皆さまと共有し、防災・減災につなげてまいりたいと考えます。

次に、7月22日に諫早消防署で開催されました「第50回九州地区消防救助技術指導会」であります。九州各県から約300名の救助隊員が集い、救助技術を競いました。

本組合からも3種目に24名の救助隊員が出場し、日頃の訓練の成果を存分に発揮いたしました。

この結果、8月に東京都で開催されます全国大会に2種目、6名の救助隊員が出場いたします。更なる活躍を期待しております。

次に、不燃物の処理業務につきましては、諫早市、雲仙市の協力のもと、地域から搬入されます不燃性廃棄物の厳正な分別とリサイクル率の向上に努めてまいります。

令和3年度から施設総合管理計画に基づいた設備等の更新や補修を行い、施設の長寿命化に取り組んでおります。

引き続き、委託先事業者とともに施設の適正な維持管理、運営を図ってまいります。

最後に、老朽化した消防庁舎の建替えにつきましては、7月26日に諫早消防署高来分署の「基本設計・実施設計業務」の落札者が決定いたしました。

引き続き、小浜消防署についても事業を進めていく予定であります。

今期定例会に提出しております議案につきましては、後ほど、事務局長から説明をいたします。

よろしく御審議賜りますようお願い申し上げまして、私からの挨拶とさせていただきます。

よろしくお願いいたします。

○議長（林田直記君）

これより、議事に入ります。

日程第1、「議席の指定について」を議題といたします。

議席は議長において、松本正則議員を6番に指定いたします。

次に、日程第2、「会期決定の件」を議題といたします。

お諮りいたします。

今期定例会の会期は、本日1日といたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（林田直記君）

異議ありませんので、会期は本日1日と決定いたしました。

次に、日程第3、「会議録署名議員の指名について」を議題といたします。

会議規則第2条により準用する諫早市議会会議規則第87条により、今期定例会の会議録署名議員に、10番 松尾祥秀議員、11番 竹森 学議員、以上2名を指名いたします。

○議長（林田直記君）

次に、日程第4、「議会運営委員会委員の選任について」を議題といたします。

議会運営委員会委員の選任については、県央組合議会委員会条例第5条の規定により、「議長が会議に諮って指名する。」となっています。

現在1人欠員となっておりますので、議会運営委員会委員に中野太陽議員を指名いたします。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（林田直記君）

異議なしと認めます。よって中野太陽議員を選任することに決定いたしました。

なお、議会運営委員会の委員長が欠員中でありますので、委員長の互選につきましては、県央組合議会委員会条例第6条第2項で、「委員長は、委員会において互選する。」と規定されておりますので、直ちに別室で議会運営委員会を開催いたします。

議会運営委員会開催のため、しばらく休憩します。

○書記長（牛島広輝君）

議会運営委員会委員及び議長、副議長は本会議場隣の消防団会議室にお集まりください。

（休憩中に議会運営委員会開会）

午後２時１０分休憩

午後２時１５分開会

○議長（林田直記君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほど開催されました議会運営委員会において、委員長に田川伸隆議員が選任されましたので御報告いたします。

次に、日程第５、議案第１１号「令和３年度県央地域広域市町村圏組合一般会計歳入歳出決算の認定について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○事務局長（北島淳二君）

議案第１１号「令和３年度県央地域広域市町村圏組合一般会計歳入歳出決算の認定について」御説明申し上げます。

本案は地方自治法第２３３条第３項の規定によりまして、別冊で配布しておりますとおり、監査委員の審査意見を付して議会の認定に付するものでございます。

それでは、決算書及び付属資料によりまして、令和３年度歳入歳出決算の概要について御説明申し上げます。

初めに、決算書の１ページ、２ページをお開きください。一般会計歳入歳出決算総括表でございます。

予算現額３８億２，２４０万６千円に対しまして、歳入決算額が３９億４，０３６万５，１５６円、歳出決算額が３７億３，３１３万７，３１９円で、歳入歳出差引額は２億７２２万７，８３７円となっております。

予算現額に対します歳入決算額の割合は１０３．１％、歳出決算額の執行率は、９７．７％でございます。

次に、歳入歳出予算に係る歳計現金等の保管状況について御報告いたします。

決算書の５ページ、６ページをお開きください。

５款 財産収入を御覧ください。

財産であります基金の運用につきましては、定期預金として保管運用し、運用利率は０．００２％で、利子額は、２万９，６５８円となっております。

８款 諸収入の欄を御覧ください。

歳計現金は、普通預金として保管運用を行っておりまして、利子額は７，９４１円でございます。

11ページ、12ページをお開きください。

歳入歳出の詳細につきまして御説明申し上げます。

はじめに、歳入でございます。

1款 分担金及び負担金は、予算現額31億3,369万3千円に対し、調定額・収入済額共に31億3,369万4,208円となっております。

補正内容としましては、6節 高速国道救急業務特別負担金の額の確定によるもので、315万3千円を減額補正しております。

節ごとに御説明いたします。

1節 総務負担金4,200万7千円は、管理経費の議会費・総務管理費・監査委員費の財源としての負担金でございます。構成3市の負担金は、必要経費総額を衛生費と消防費の事業費の割合で案分し、それぞれに平等割20%、人口割80%で算出した額を負担していただいております。

次に2節 不燃物処理事業費負担金1億7,897万8千円は、不燃物処理施設の管理運営に係る財源としての負担金で、諫早市、雲仙市の2市の人口割で算出しております。

3節 消防費負担金につきましては、12ページの備考欄に記載しております経常経費負担金21億8,612万8千円は、常備消防及び救急業務に要する人件費及び事務費等に係る負担金でございます。

そのほか施設整備基金積立金負担金、退職手当基金積立金負担金、車両整備起債償還金負担金、庁舎建設起債償還金負担金につきましては、共通の必要経費として、職員配置割85%、人口割15%の負担率で各市の負担額を算出しております。

次に5節 起債借入償還金負担金につきましては、構成市で個別に負担していただく償還額で、消防救急無線デジタル化整備に伴います関係各市の消防団車両受令機等の整備負担分と、諫早市については、諫早署のはしご車購入費及び新庁舎の敷地造成費、大村市については、大村署のはしご車購入費に係る償還額でございます。

6節 高速国道救急業務特別負担金につきましては、西日本高速道路株式会社からの高速道路における救急業務の運営に関する支弁金でございます。インターチェンジを有する諫早市と大村市から高速道路会社に請求いただき、両市に納付された支弁金を組合へ納入していただいているものでございます。

8節 市単年度特別負担金は、大村市分は、独立行政法人国立病院機構長崎医療センター内にある大村消防署久原分署の賃貸借料に係る負担金及び大村消防署はしご車のオーバーホールに係る負担金でございます。

次に2款 使用料及び手数料でございます。

予算現額1,750万9千円に対し、収入済額1,785万7,980円となっております。

次に3款 国庫支出金でございます。

1項 国庫補助金につきましては、当初予算で計上しておりませんでした、西諫早分署災害対応特殊救急自動車が、緊急消防援助隊設備整備費補助金の交付

が確定したため、8月定例会において1, 278万円を増額補正しております。

5款 財産収入は、先ほど御説明した基金の利子でございます。

次に13ページ、14ページをお開きください。

6款 繰入金につきましては、退職手当基金、施設整備基金からの繰入金でございます。予算現額、調定額・収入済額共に4億181万円となっております。

このうち、退職手当基金繰入金は、定年退職者等の退職手当に充当したものでございます。施設整備基金繰入金につきましては、消防施設整備及び県央不燃物再生センターの施設改修費等の財源として繰入れたものでございます。

次に7款 繰越金は、前年度からの繰越金で、予算現額1億2,900万円に対し、調定額・収入済額共に同額の1億8,215万3,738円となっております。繰越金の内訳につきましては、備考欄に記載のとおりでございます。

補正につきましては、高速道路救急業務特別負担金確定に伴う財源更正115万7千円、余剰金処分に係る衛生費及び消防費の基金積立によるものでございます。

8款 諸収入は、予算現額7,716万4千円に対し、調定額1億4,190万5,826円、収入済額1億4,173万9,572円で、不納欠損額16万6,254円となっております。

8款2項の雑入につきましては、予算現額7,715万8千円に対し、調定額1億4,189万7,885円、収入済額1億4,173万1,631円で、6,457万3,631円の収入増となっております。

これは、主に不燃性有価物売却代で見込額3,000万円に対し、実績額が9,373万158円と6,000万円以上、上回ったことによるものでございます。

また、不納欠損額16万6,254円につきましては、不燃物再生センターで発生したアルミ缶プレス窃盗事件の金銭債権を令和4年2月県央組合定例会において金銭債権放棄の議決を受け、不納欠損処理したものでございます。

次に9款 組合債につきましては、予算現額、調定額、収入済額共に同額の5,030万円となっております。

起債対象につきましては、西諫早分署に配備した高規格救急自動車と大村消防署に配備した化学消防ポンプ自動車でございます。

補正予算は、財源更正に伴うものでございまして、4,170万円の減額補正をしております。

以上、歳入合計は、予算現額38億2,240万6千円に対し、収入済額の39億4,036万5,156円となっております。

次に、歳出について御説明いたします。

決算書15ページ、16ページをお開き下さい。

併せて、別冊の決算説明資料の1ページをお開きください。

はじめに、1款 議会費は、組合議会の運営に係る予算でございます。

予算現額47万9千円に対し、支出済額46万7,096円で、執行率は97.5%でございます。

次に2款 総務費でございます。

1 項 総務管理費は、組合事務局の運営経費で、職員の人件費及び事務費に係る予算でございます。予算現額4, 0 9 6 万 8 千円に対し、支出済額2, 9 1 4 万 8, 5 4 7 円で、執行率は7 1. 1 %でございます。

決算書1 7 ページ、1 8 ページをお開きください。

2 項 監査委員費は、監査事務に係る予算で、予算現額5 7 万 6 千円に対し、支出済額2 0 万 8, 3 6 7 円、執行率は3 6. 2 %でございます。

なお、執行率が低いのは、新型コロナウイルス感染症の影響で研修会などが中止となり、旅費や負担金の執行がなかったためでございます。

次に、3 款 衛生費は、不燃性廃棄物処理事業に係る予算で、予算現額2 億 7, 3 2 0 万 4 千円に対し、支出済額2 億 6, 0 3 4 万 5, 7 2 0 円で執行率は9 5. 3 %でございます。

不燃性廃棄物の処理事業につきましては、適正な分別処理によってリサイクルを促進することで、有価物の品質向上と埋立処理となる最終残渣の低減に取り組んでおります。

さらに有価物の入札による売却を実施することで収益の向上を図り、関係市からの負担金の低減に努めているところでございます。

次に、1 9 ページ、2 0 ページをお開きください。

4 款 消防費は、消防救急業務に係る予算でございます。予算現額3 0 億 1, 6 2 0 万 8 千円に対し、支出済額2 9 億 6, 2 1 6 万 3, 8 8 8 円で、執行率は9 8. 2 %でございます。

主な不用額につきまして御説明いたします。

1 目 消防運営費の2 節 給料の1 5 8 万 7, 9 6 0 円は、給料支給対象者の減によるものでございます。途中で亡くなられた職員が1 名いらっしゃいまして、そういったものの影響がございます。

3 節 職員手当等の1, 9 3 3 万 9, 6 9 8 円につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響による各種行事の中止などによる時間外勤務手当、扶養親族の異動による扶養手当は、見込みより受給者が少なかったことによるものでございます。

8 節 旅費の不用額3 4 8 万 6, 8 1 2 円につきましては、新型コロナウイルス感染症により各種の会議や研修会等が中止になったことによる執行残でございます。

1 2 節 委託料の不用額5 5 3 万 8, 9 7 4 円につきましては、備考欄に記載の各委託事業費の入札等による執行残でございます。

次に、決算書は、2 3 ページ、2 4 ページをお開きください。

1 3 節 使用料及び賃借料の不用額3 1 1 万 3, 4 9 4 円につきましては、署長公舎借り上げ料の諫早・大村署長公舎分が不要となったことなどでございます。

次に、決算書は、2 5 ページ、2 6 ページをお開きください。

2 目 消防施設費でございます。

翌年度繰越額につきましては、1 0 節 需用費 修繕料の3 3 5 万 5 千円で、災害出場現場において発生した大村消防署ポンプ車、救助工作車の衝突事故によ

るものでございます。救助工作車の修繕については、世界情勢等の影響により修繕に必要な諸材料等の調達に不測の遅延が生じたため、年度内の修繕完了が難しく翌年度へ繰越したものでございます。令和4年度5月の臨時会議において、「事故繰越し」の報告をさせていただいたものでございます。

不用額の主なものでございますが、12節 委託料の1,239万7,379円は、指令システム中間整備、デジタル無線機器更新等の執行残によるものでございます。

次に、27ページ、28ページをお開きください。

5款 公債費につきましては、予算現額4億8,097万1千円に対して、支出済額4億8,080万3,701円でございます。

内訳につきましては、備考欄に記載のとおりでございます。

6款 予備費については、支出はございませんでした。

以上の歳出合計は、予算現額38億2,240万6千円に対し、支出済額37億3,313万7,319円となっております。

次に29ページをお開きください。

「実質収支に関する調書」でございます。

歳入総額から歳出総額を差し引いた、歳入歳出差引額は、2億722万8千円となります。翌年度へ繰り越すべき財源は335万5千円ですので、実質収支額は、2億387万3千円でございます。

次に、31ページ、32ページをお開きください。

「財産に関する調書」でございます。

公有財産の、土地及び建物につきましては、令和3年度中の増減はあっておりません。

次に、33ページ、34ページをお開きください。

物品につきましては、取得価格が1件100万円以上の物品及び自動車類を記載しております。

33ページは、事務局総務課に係るもので、令和3年度中の増減はあっておりません。

34ページは、消防本部に係るもので、年度中の増減及び配置換えにつきましては、備考欄のとおりでございます。

次に、35ページをお開きください。

基金の現在高につきましては、記載のとおりでございます。

以上、簡単ではございますが、決算書の説明を終わらせていただきます。

次に、別冊の「令和3年度決算書資料」を御覧ください。

1ページは、「一般会計歳入歳出決算総括表」でございます。

決算書の1ページ、2ページと同じ表でございます。

2ページは、「一般会計予算決算対比及び前年度比較表」で歳入について款別に前年度との比較を記載しております。

同じく、3ページは、歳出についての前年度との比較表でございます。

4ページは、歳入について自主財源と依存財源別の比較表でございます。

同じく、5 ページは、歳出について性質別の比較表でございます。

6 ページは、関係市負担金についての前年度との比較表でございます。

7 ページは、組合債の令和3年度までの償還年次表でございます。

令和3年度末の未償還元金の合計は16億6,087万6,146円でございます。

8 ページは、基金の決算状況表でございます。令和3年度末現在高は14億1,830万5,023円となっております。

9 ページは、不燃物搬入量の過去3年間の実績でございます。

10 ページは、不燃物処理手数料の収納状況でございます。

11 ページは、有価物の過去3年間の売却実績でございます。

12 ページは、消防手数料の収納状況でございます。

13 ページは、令和3年度に実施した普通建設事業費の内訳でございます。

なお、一般的に普通建設事業費は、道路、橋りょう、学校、公民館などの公共施設の新・増設事業に要する経費とされておりますが、ここでは、毎年、組合が県に提出する「地方財政状況調査」と一致するよう、1件100万円以上の機械器具等の購入等も投資的経費として計上しております。

以上で決算書資料の説明を終わらせていただきます。

次に別冊の「主要施策の成果説明書」につきましては、令和3年度に実施した主要施策の推進と成果の概要について記載しております。

同じく別冊の「県央組合決算説明資料」につきましては、予算科目別に事業の概要について記載しております。

主要施策の成果説明書と併せて、御覧いただきたいと存じます。

最後に、「監査委員の審査意見書」を添付いたしておりますが、審査結果につきましては、1 ページに記載のとおりでございます。審査の概要と意見につきましては、2 ページに記載のとおりでございます。

9 ページの「5 むすび」の下から6行目にありますように、本組合の財政運営は、構成市からの負担金に依存していることから、常に費用対効果の視点に立ったコスト意識の徹底を基本とし、効率化に努め、創意工夫を重ねるとともに、圏域全体の将来を見据えた、長期的で効果的な運営を継続し、構成市と情報を共有しながら、圏域住民の安全安心と環境衛生の向上に努めてまいりたいと存じます。

簡単ではございますが、議案第11号の説明を終わらせていただきます。

よろしく御審議賜り、御承認いただきますようお願い申し上げます。

○議長（林田直記君）

これより議案第11号に対する質疑に入ります。

質疑は、歳入、歳出、財産に関する調書をそれぞれ区分し、歳出から順次、款を追って質疑に入ります。

質疑は、それぞれ3回までとし、歳出は款ごとに3回まで、歳入は全般となっておりますので、御了承願います。

なお、質疑の際には、決算書等のページ数をお示してください。

まず、1款、議会費についてです。決算書は15ページ、16ページです。ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（林田直記君）

なければ、次に、2款、総務費についてです。決算書は15ページから18ページまでです。

（「なし」と言う者あり）

○議長（林田直記君）

なければ、次に、3款、衛生費についてです。決算書は17ページから20ページまでです。

○福田美子議員

20ページの施設整備等改修業務で、説明資料7ページの中に手選別コンベア更新業務、トラックスケール更新業務とあるが、これの財源はどういうふうになっているか伺います。

○総務課長（牛島広輝君）

処理施設総合管理計画及び個別整備計画に基づく整備については、基金の方で運用しておりますけど、不燃物処理施設整備基金で整備しております。

○議長（林田直記君）

他にございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（林田直記君）

なければ、次に、4款、消防費についてです。決算書は19ページから26ページまでです。

○中野太陽議員

26ページの備品購入費の防災広報車、説明資料の19ページの下の方に、防災広報車諫早署、522万5,000円と、防災広報車小浜署、516万7,800円となっておりますけど、どのような車種なのか、利用方法、こういった装備があり、どのような時に使われるのかお答えください。

○消防総務課長（溝口康二君）

御質問いただいた、諫早消防署防災広報車、小浜消防署防災広報車についてお答えします。諫早消防署防災広報車につきましては、4WDの車両です。一般にSUVという車両です。使用目的は、災害現場への出場、予防指導課が出向する各種調査等に使用しております。

小浜消防署防災広報車につきましては、ワンボックスの車両となっています。

こちらのワンボックスの車両は、指揮隊が使用する資器材を一式搭載しております。

○中野太陽議員

それでいくと、どちらも出場や荷物運搬などに使うものとして、防災広報車と謳っているわけですね。広報の方が主体であれば、私たちはそれだけに500万円もかける必要があるのか、というのがあります。本来の業務は、出場にも広報にも使えますよという言い方なのか、位置的にどちらの比重が大きいのか疑問に思ったので、もう一度説明をお願いします。

○消防長（城下和美君）

広報車という言葉を使っておりますが、まずベースとなる車両がありまして、緊急車両として赤色の塗装をして、無線とサイレンを積載します。この機装に費用がかかります。

広報というのは、現場での広報になります。普段の火災予防広報にも使いますが、災害現場における消防警戒区域の広報活動にも使用します。どちらにウェイトを置くかというよりは、全体的に大切だということです。

○議長（林田直記君）

他にごいませんか。

○岩竹洋一議員

22ページの、消防救急デジタル無線保守業務委託料についてですが、31ページに中岳無線中継局、向山無線中継局、飯盛無線中継局、小長井無線中継局の

記載があります。決算から外れている質問になりますが、今回 a u 携帯の障害がありました。無線基地局のメンテナンスは大事なことです。中岳と向山のだいたいの位置と、不感地帯があるかどうか、無線基地局の草刈りなどの施設整備も委託料に入っているのか、回答をお願いします。

○消防総務課長（溝口康二君）

資料の 31 ページにあります、公有財産の中岳無線中継局、向山無線中継局の場所ですけれども、中岳無線中継局については、大村市中岳町の山に位置しております。向山無線中継局については、諫早市小ヶ倉町の私有地に年間契約して使用させていただいています。不感地帯については若干ございます。草刈り整備につきましては、通信指令課の職員が時期をみて適切に行っています。草刈りは委託料には入っておりません。

○岩竹洋一議員

不感地帯があるということなのですが、私の前職でも不感地帯に入れば携帯電話でしか通信できなかったんですが、県央でもそういう所があるという認識でよろしいでしょうか。

○消防総務課長（溝口康二君）

不感地帯は、発生しております。

○議長（林田直記君）

他にございませんか。

○山北正久議員

22 ページですが、庁舎設備等保守点検等業務委託の高機能消防指令システム保守業務委託料、消防救急デジタル無線保守業務委託料、これは非常に金額が大きくなっていますが、どのような契約をされているのか、随契ではないと思いますが、状況を教えてください。

○消防総務課長（溝口康二君）

御質問いただいた、高機能消防指令システム保守業務委託料、消防救急デジタル無線保守業務委託料につきましては、システム自体が N E C ですので、保守につきましては N E C が十分な知識を有しているということで、随契で N E C と契約を結んでおります。

○山北正久議員

それから、自家用電気工作物保安管理業務委託、諫早署、大村署エレベーター保守点検業務管理委託はどのような契約になっていますか。

○消防総務課長（溝口康二君）

自家用電気工作物保安管理業務委託に関しては、入札を実施しています。

諫早署、大村署エレベーター保守点検業務委託に関しては、エレベーターメーカーの単独随契で契約しています。

○山北正久議員

エレベーターの保守については、競争の原理が働いてもおかしくない。こういうのは随契ではなく、入札を実施するということに方向性を変えていかないと、まさに税金の無駄使いということになる。来年度以降は業者もあるので是非、お願いします。

○消防総務課長（溝口康二君）

来年度以降、検討させていただきます。

○議長（林田直記君）

他にございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（林田直記君）

なければ、次に、５款、公債費についてです。決算書は２７ページ、２８ページです。

（「なし」と言う者あり）

○議長（林田直記君）

なければ、次に、６款、予備費についてです。決算書は２７ページ、２８ページであります。

（「なし」と言う者あり）

○議長（林田直記君）

なければ、次に、歳入全般に対する質疑に入ります。決算書は11ページから14ページまでです。

○中野太陽議員

14ページの不燃性有価物売却代ということで、9,373万158円の売り上げとなっています。売却の方法をどういう形でされているのかわかりませんが、まず予測よりも6,000万円以上も増えたのは、価格が上がったのか、量が増えたのか、そのあたりの内訳が分かれば教えてください。

○事務局長（北島淳二君）

予測が大きく変わった原因ですが、あくまでも歳入ということになりますので、例年3,000万円という金額で予測を立てております。今回特に世界情勢もありますし、コロナの関係で有価物、特に金属類がかなり高騰しております。ここ1、2年で変わってきているのかなというふうに思います。そういったことで、見込みよりも6,000万円程多く販売収益が出てきたという状況でございます。あと、種類毎になりますが、一番高く売れているのが、Bプレスといったものでございまして、販売する時には圧縮機にかけて鉄の大きな塊として、その重さによって入札をかけております。そのBプレスにつきましては、金額が見込みよりも多く入っている部分でございます。

あとはアルミ、雑鉄になります。ここ2年程、歳入予算が3,000万円で決算額として令和3年度は6,000万程差がございましたので、4年度も3,000万の予算で計上しておりますが、状況を見ますと若干歳入を上げてもいいのかなという感じがします。令和5年度の予算を作成するにあたりましては、状況を調査しつつ歳入予算を計上していきたいと考えております。

○中野太陽議員

内容的に、詳しく何がいくらと知りたければ、事務局に行って教えていただければと思いますので、ここでは結構です。

いわゆる売り上げですが、これは先ほど、福田議員からも質問がありましたが、これは基金の方に入るんですか、それとも運営費の方に入っていくものですか。この9,000万円の扱いをお願いします。

○総務課長（牛島広輝君）

処理手数料、有価物の販売分の代金がまず入ってきます。それから施設の運転等をしていきますのでその分の費用が出てきます。その差額の分が歳入歳出の差

額、余剰金という形になりますので、その分の一部を基金の中に積み上げていくという形になっていきます。

○山北正久議員

歳入でこれだけ入ってくるのは結構なことだと思います。ただ懸念するのは民業圧迫になってないかということです。民業圧迫にも繋がってくるというのが懸念されるんですが、それで3市長も来られてますので、これは持ち帰ってうちの園田市長、これだけ利益を出せるものが行政にもあるんです。民業圧迫にならない程度に是非やってほしいと思います。

今言われた、中野議員に内容を出されるのであれば、大村市にも1枚いただいて議会に反映したいと思っておりますのでよろしくお願いします。

○事務局長（北島淳二君）

先ほど、中野議員さんからいただきました、各種類の販売実績を含めまして、組合の関わっている部分につきまして、御提示できると思いますので、あとで山北議員さん、他にも必要な方がいらっしゃいましたら、郵送等でお送りしたいと思います。

○議長（林田直記君）

全議員をお願いします。

他にございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（林田直記君）

なければ、次に、「財産に関する調書」についてです。決算書は31ページから35ページまでです。

（「なし」と言う者あり）

○議長（林田直記君）

なければ、これをもって質疑を終結し、討論に入ります。

○議長（林田直記君）

なければ、これをもって討論を終結し、採決いたします。

議案第11号「令和3年度県央地域広域市町村圏組合一般会計歳入歳出決算の認定について」は、原案どおり認定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（林田直記君）

異議ありませんので、議案第11号は、原案どおり認定されました。

ここで、しばらく休憩いたします。

○事務局長（北島淳二君）

事務局から御報告させていただきます。先ほど中野議員さんと、山北議員さんからの御質問いただいた点ですが、令和3年度決算書資料の11ページを御覧ください。「9. 有価物重量及び売却金額調」ということで、過去3年間の実績、重量と金額を種類ごとに明示させていただいておりますので、よろしくお願いいたします。

午後3時00分 休憩

午後3時10分 開会

○議長（林田直記君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、日程第6、「組合行政に対する一般質問」にはいります。

この際、議長からお願いをいたします。発言時間につきましては、申し合わせにより、1人につき、答弁を除き20分以内としておりますのでよろしくお願いいたします。

それでは、岩竹洋一議員

○岩竹洋一議員

皆さん、こんにちは。諫早市議、公明党の岩竹です。議長の許可が出ましたので今回も質問させていただきます。老眼で眼鏡がくもるので、不織布じゃないマスクを使わせていただきます。

質問の詳細につきましては、レジュメのとおりになります。

まず、最初の質問から入ります。「女性消防職員の就業の留意点について」。私自身、消防の指令業務、いわゆる119番を受付け出動指令を出す仕事に努めている際に、そこで上司と部下の関係で女性消防職員と仕事をしてきた経験があ

ります。もちろん、24時間勤務で、その女性職員の部屋、個室もあり仮眠の時間もありました。パソコンを目の前に3台も4台も操作しながら、119番を受けて、市民の生命を守り安心を与える仕事でした。一緒に勤務した女性職員は、非常にパソコン操作も巧みで、ブラインドタッチで仕事をしてくれました。

当時、指令室の責任者だった私は、何度か彼女に救われたことがありました。

例えば、虐待を窺わせる事例があったとき、警察から指令室に「通報内容を文章でください。」という依頼がありました。そういう時には素早く文章を作らなければいけないので、彼女にお願いして素早く書類を作成してくれたということがありました。このように消防にも、部署により、適正や能力により、女性職員が男性職員と同等以上の仕事ができることもあるのは事実と思います。

ただし、消防業務における女性職員の労働条件については男性と違い、救急活動を含めた実際の各種災害の現場活動にあたる上では様々なルールがあるようです。

大本になるのは労働基準法第64条の3危険有害業務の就業制限です。女性消防職員の就業にあたっては決まりがあります。特に妊産婦等にあつては細部にわたり制限が設けられているようです。要するに、女性に対して、重量物を持つことの制限や、煙の中にむやみに入ってはいけないという母性保護の決まりが厳しく設けられていたと思います。その後、平成16年3月15日付消防消第53号「女性消防職員の警防業務への従事に係る留意事項について（通知）」により、少し運用が緩和されたということで、実際の女性消防職員の就業について、現在では救助隊以外の業務については女性消防職員が業務する体制がとられていると思います。

こういった背景のもとで、県央消防本部の女性消防職員の就業状況、どの部署に何人、合計何人、今後何人採用する予定か、また新たに建替えられる小浜消防署や高来分署等における女性職員の住環境、女性消防職員が業務にあたるうえでの留意点、煙や重量物等の母性保護について指導していることがあれば伺います。

○消防長（城下和美君）

県央消防本部における、女性消防職員の配置状況及び活動事例について御説明いたします。

女性消防職員は平成28年度に県央消防本部で最初の1名を採用いたしまして、現在6名となっております。内訳ですが、諫早消防署の消防隊に1名、大村消防署の救急隊に救急救命士として1名、本部の消防総務課に1名、通信指令課に1名、消防学校初任科に2名となっております。女性職員の資格、また結婚後の生活設計を配慮した配置としております。

現在、総務課及び通信指令課の職員は結婚しておりますし、通信指令課の1名は産休に入っております。

今後の採用についてですが、国の指針が5%になっておりますが、そこを目標に、今年何人、来年何人とは決めておりませんが、採用試験は実施していきたいと思っております。

次に、新庁舎建設における女性職員の勤務可能な体制の確保ということですが、先ほども説明がありましたが、高来分署の設計業務の契約締結を行いましたので、各居室の計画においては女性職員の意見、要望を取り入れて、休憩室、浴室等の女性用スペースと設備を確保する予定としております。

○岩竹洋一議員

答弁ありがとうございます。消防長が言われたとおり、公安系の職員でも全体の職員数の5%という目標ということで、県央におきましては12、3人になると思いますが、その半分以上満たしているわけです。現状は様々なハードルもあると思います。

消防の業務は、例えば自衛隊なんかでは訓練が無理な部分もあると思うんですが、消防は常に市民と接し、また危険な状況の中で活動しております。救急隊に配属されれば、3人で活動しなければなりませんし、時間との勝負ですので大変な業務だと思います。100kgを超える傷病者をストレッチャーに乗せて運ばなければならないという時には、女性でも力がないと厳しいというのはあると思います。そこで、ぎっくり腰にでもなれば責任は当然、上司や消防側にかかってきます。普段から訓練などはされているでしょうが、根性論で終わらないように適正な配属や注意喚起をお願いしたいと思います。

また、消防の仕事は悲惨な災害現場に出くわすことも多いと思います。長崎市においても銃撃事件に立ち会った救急隊員が数ヶ月、惨事ストレスに陥った事案も間近で見してきました。職員が心身ともに元気に仕事ができるよう、今後も取り組みをよろしくお願いいたします。

次の質問に入ります。

県央消防本部における、水難救助の対応に関する質問です。

水難救助を行う機関としては、消防だけでなく、海上保安庁もありますが、その船自体は長崎市の松ヶ枝町が係船場所ということで、県央消防の管轄区域の3つの海に対しての、初動の遅れは否定できないと思います。例えば、大村湾で水難事故が発生すれば、早岐瀬戸の方から来ないといけないので相当な時間がかかります。

また、橘湾にしても野母崎回りになるなど、初動の遅れは否定できないと思います。その前に、水難救助にはルールがあり、海岸線から沖合50mまでは消防

の範囲、50mより沖合に出れば海保の管轄となり、また日中であれば、事案によっては県の防災航空隊も出動すると思いますが、要救助者が最初は消防の管轄だったが、どんどん沖合に流されていくといった事案が実際にありました。消防の管轄から海保の管轄に替わる中、海保や防災航空隊が到着していないからといって、見過ごすわけにはいきません。

その他に、県警のアクアラング隊も組織されており、海だけでなく、ダム湖や河川における救助に対応しています。しかし、どちらかといえば、その訓練内容からも言えますが、事後処理、要するに水死体の回収の意味合いが強いかなと感じました。

また、この県警アクアラング隊は、東長崎の機動隊の中に組織されていますが、隊員は日勤者ですので、夜間帯や、土日・祭日の出動の遅れは覚悟しないといけません。

ここで、質問に入ります。専門の水難救助隊が組織されていない中で、水難救助に対する装備の問題、例えば水中でも浮力があるフローティングロープや簡易救命ボートの配置状況、また水難救助を行う各組織団体との連携、特に各漁協や水難救済会との連携について説明をお願いします。また、これらの連携により奏功事例がありましたらこれについても答弁をお願いいたします。

○消防長（城下和美君）

水難救助における他の機関との連携等について御説明いたします。まず議員さんがおっしゃったように、県央には県警のアクアラング隊のようなものは設置しておりません。いざ水難救助の通報があれば通信指令課から警察、海上保安庁に連絡を行います。必要に応じて地元漁協とも連携を図っております。

漁協に連絡するとNPO法人長崎県水難救済会に連絡がいきますが、そこと連携をとった事案はありません。

管内では、ここ5年間で水難救助が38件発生しておりますが、25件は救助しております。

昨年は10件発生しておりますが、内容からいけば、釣り人の転落、カヌーの転落、プレジャーボートの転落といった事案で、岸からの近場になります。よく見える所の水難救助は出動しております。県央には救命ボートを3署とも持っております、本部に緊急消防援助隊用のボートを今年度購入予定であります。

救助方法ですが、要救助者が浮いている場合では、5mくらい伸びるフロートキャッチャーでかける、意識がある要救助者に対しては、隊員が入水してライフガードチューブとか、フローティングロープといった浮くロープを使って引き寄せて救出した事例などがあります。

○岩竹洋一議員

答弁ありがとうございました。

具体的な事例として、そこまで失敗した事例とかはないと伺っています。

今後、現場にいち早く着いて、時間との勝負ですので他機関との連携というのも大事なことだと思います。また、指令業務の方にもウエイトを置いていただき、例えば、消防の指令課と警察との交流を図っていただき、さらには漁協との連携も強化していただけたら、更に強い組織ができると思いますので、今後も市民のために頑張っていただきたいと思います。

それでは最後の質問に移ります。

県央消防本部における、「指揮隊」の運用状況についてです。あまり聞きなれない言葉かもしれませんが、指揮隊というのは、ある程度の消防本部でしたら消防隊の中で一番に位置づけられる部隊になります。

例えば大規模火災の消火作業や、がけ崩れ等の自然災害対応、また地下鉄サリン事件をイメージしてもらえば分かると思うんですが、このような集団救急事案においては、救急車は1隊だけではなく、複数台出動してきます。このとき、総括的な指示を出す部隊が必要になります。火災の時も一緒ですが、出動した消防隊を俯瞰的に掌握し、的確な指示を出しながら、災害活動を指揮監督する指揮隊の力は必要不可欠だと思います。

幸いにして大規模災害は年に数回起こるか否かですが、去年は雲仙市で異常気象による激甚災害も起こって犠牲者を出したということで、災害による被害を最小限に抑えるためには、この指揮隊の充実強化が必要となると思います。

ここで質問ですが、県央消防本部における指揮隊の運用状況をお尋ねします。

○消防長（城下和美君）

指揮隊につきましては、県央地域広域市町村圏組合消防署の組織等に関する規程第2条に基づき諫早、大村、小浜各署に1隊配置し、令和2年10月から運用を開始しております。国の方から再三言われて、規定を設けたものであります。

県央指揮隊の実情としましては、設置はしましたが各署の日勤者である予防設備課員また庶務課員の併任という形で編成しております。平日の日勤時間帯では、彼らも同時出動して活動しておりますが、夜間・休日は、招集してからの活動となるため、指揮隊が到着するまでの間は現場の隊長が指揮を代行しています。

先ほど、岩竹議員がおっしゃったように隊員の安全管理、活動方針の決定とか応援要請とかですね、そこについては先ほど、雲仙での災害の話をされましたが、夜中4時頃の災害発生でしたので、指揮隊が編成できないということで、災害状況を的確に把握できなかったことに、小浜署もかなり苦勞したと思います。

やはり併任ということもありますので、職員を対象に消防大学校修了者を講師として、指揮要領についての講習及びシミュレーション訓練を実施して研鑽を高め実災害に備えております。

○岩竹洋一議員

答弁ありがとうございます。

令和２年に運用開始ということで、指揮隊の業務はたくさんあると思います。

指揮調査隊と名付けているところもありまして、火災の時は初動の写真を撮ったりしています。それを報告書として作成しますが、指揮隊が出動しながら火災の写真を撮ったり、その他の業務もあってなかなか今の県央の状況では厳しいのかなと感じます。先ほど、集団救急をいいましたが、トリアージというのがあり、現場でたくさんの人が負傷した場合、重症者と完全に亡くなっている人とかを振り分ける人が必要になります。

救急救命士が主に担う業務ですが、いつそういう事案が起こるか分かりませんので、指揮隊を２４時間おける体制作りは今後必要だと思います。

いろんな資格の研修においても県央の職員は優秀で、大村市の長崎医療センターにおいてMCLSという専門的な指揮隊の運用訓練が実施されていますが、県央の職員もたくさん参加されていた記憶があります。このようなことから、指揮隊運用の充実強化を是非図っていただきたいと思います。

県央消防本部は県内では唯一の３交代制で、東京消防庁と一緒に感じるのですが、人員の充足といった壁もありますので、管轄市長の３人がおられる中で、是非とも指揮隊のための県央消防本部の増員をお願いしたいと思います。

また、前職の人から言われているのが、コロナ禍で救急隊が逼迫して夏休みも取れないという状況のようです。指揮隊が暇になることはないと思いますが、指揮隊の人員を例えば予備救急隊に充てるとか、そういう運用もできると思いますので、市民のためにも是非とも検討をお願いしたいと思います。今後、定年延長の問題もあると思いますが、定年延長になれば新規職員は増員しなければなかなか入れないということになりますので、それを考えて、今後も市民の安心安全のためにも増員を図っていただいて、組織力の強化・災害対応力の強化を進めて頂けたらと思います。

以上で質問を終わります、ありがとうございました。

○議長（林田直記君）

次に、中野太陽議員

○中野太陽議員

皆さんこんにちは、諫早市議会の中野太陽です。

私からは、ドクターヘリについて質問させていただきます。ドクターヘリは県の方が主管となっております。ここに長崎県ドクターヘリ運航要領ということで、長崎県福祉保健部医療政策課が作成されたものがありますので、それも踏まえての質問をさせていただきます。

まず1番目、市民への周知はどのようにされているかということで質問します。

(1) 運用の責任は県だと思いますが、周知等の責任はどこになるのかお答えください。

○消防長（城下和美君）

ドクターヘリにつきましては、運用は長崎県が行っており、平成18年12月の運用開始以降16年目を迎えております。医師による早期の医療介入の効果を確実に上げ、救命率の向上に目覚ましい成果を上げております。

市民への周知につきましては、当然長崎県が行っておりますが、運用開始当時は新聞やテレビ等のメディアにも大々的に取り上げられ、また、長崎県の広報誌である「県政だより」でも特集が掲載されましたことから、市民へは周知できているものと認識しております。

○中野太陽議員

(2) ランデブーポイント等への周知、ランデブーポイントが指定されていることへの周知は、当然県がされているということでよろしいでしょうか。

○消防長（城下和美君）

県央管内にはランデブーポイントは76か所あります。しかし、砂埃による機体損傷の可能性があるため、現在は整地された30か所を使用しております。

ランデブーポイントの設置選定方法につきましては、施設管理者または所有者の了承を得て、「場外離着陸場現地調査書」いわゆる推薦書を県に提出し、県が現地調査を行った後、ランデブーポイントとして決定されております。

○中野太陽議員

(3) 臨時ヘリポート以外に着陸する場合、野球場や学校のグラウンド等に条件を整えば着陸できるとなっています。例外になるかもしれませんが、状況によってはヘリコプターの隊長の判断でも着陸条件が整っていればできるとありますが、これは例外として、そういった時に野球場や学校のグラウンド、学校のグラ

ウンドは校長先生が管理者になると思いますが、そういった管理者や所有者の周知というのはなされるのか、また、それはどこが周知を行うのかお答えください。

○消防長（城下和美君）

やはりランデブーポイントに設置するのは了解のもとですので周知は絶対にされています。まず、ヘリが現場で選定するんですが、ここにモニターがあって、ランデブーポイントの番号があってそこをタッチすると、その管理者に電話がいくようになっていきます。その電話で許可をもらってヘリに交信して着陸OKを出します。

緊急時は災害の所で消防が、「ここに来てくれ」と、例えば「高速の真ん中に来てくれ」となった場合、来ることは可能ですが、現在ドクターヘリは降りません。民間委託して、最終的にはパイロットの判断になりますが、全国的に降りる時に車に傷を付けたり、いろんな保障が起きているということで、医療センターにある長崎県のドクターヘリは、現在のところ30か所以外降りないということです。

○中野太陽議員

私がこれを取り上げるのに、今回質問をしようと思った理由が、自治会からドクターヘリについての質問があったわけです。

先ほど言われるように、運用開始されたころは、コードブルーとかドラマでも取り上げられて、県の方も大々的にされてたのもあるのかなと思いますが、もう16年経過しています。もう忘れられてる部分もあると思うので、そういった意味では自治会等の方達にも改めて説明が必要じゃないかと思うんですが、まずその自治会等に説明する必要があるのかどうかということと、そういった場合どこが責任もってすべきなのか、いわゆるそれぞれの自治体、市町村になるのか、消防組織になるのか、県になるのかそのあたりを伺います。

○消防長（城下和美君）

その自治会にどこが説明した方がいいのか、ちょっと私も答えられないですが、例えば今ここで災害があれば、半造川の所にあるランデブーポイントを使用し、国交省の許可をもらって降ります。

運動公園で災害があれば緑化公園の許可をもらいます。そこに消防隊が支援として出向きます。そこで放送を行い、付近にいる人たちを避難させます。上空から見て地上に人が1人でも居たら着陸せず、上空をずっと旋回します。

若しくは他のランデブーポイントに行きますので、自治会の了解をもらったからという理由だけでは難しいところがあると思います。

○中野太陽議員

早い話、1 番目は前段になります。2 番目のドクターヘリの要請についてということで、先ほどルールの説明が少しありましたが、(1)の要請までのプロセスはどのような順序でいくのか、ポイントを押せばそこに行きますとか、呼ばれた話ですけど、呼ぶ時とかどういった状況でそれが発生するのか教えてください。

○消防長（城下和美君）

要請には2つのパターンがあります。119番が入って、指令課がキーワードを持っています。1番はやはり生命の危機が疑わしい、それと重症患者の搬送に時間がかかる、そのキーワードは絶対になります。

それを受けたら同時にヘリの運行管理に連絡を行います。受報しながら放送が流れてヘリの準備に入ります。ヘリが飛んで来て、その現場地図の所にランデブーポイントの表示がありますので、その直近を選びます。

直近を選ぶことによって、その施設管理者に電話がいきます。了解をもらったことをヘリに伝えてヘリが着陸しますが、ヘリ自体を病院とみなします。現場の状況次第では、交通事故の救出とか、いろんな状況があって医者連れて行った方が早い時は消防隊がドクターを連れていきます。しかし救急車に収容済みで、ランデブーポイントに来た方が早い場合は待ちます。そこに連れてきて、医者は救急車の方に向かいます。救急車で傷病者の観察を行い、最終判断を医者がして、そのまま救急車で病院へ搬送するか、ヘリに寄せ換えて医療機関に搬送するかの流れになっています。

○中野太陽議員

最初にキーワードというのがありましたが、指令担当または出動途中の救急隊員が電話や119番の内容の中で、いくらかのキーワード、自動車事故だとか、閉じ込められているとか、かなりのスピードでとか、そういう言葉が入っていれば、連絡がいくというふうになっているということで理解しました。呼んだはいいが、人が1人でもいれば降りられないという状況とか、この中にドクターヘリが離着陸できる場所ということでいくつか入ってます。

その中に、消防機関が地元と協力するということが載っています。そういった意味で先ほどの自治会の協力、所有者の協力というのが必要になってくるんじゃないかと、質問の趣旨はここになります。

(4)の中で言われたように、そういう所には着陸しないのが前提ですとなっていれば、質問がしにくくなるんですが、困るのが消防機関の役割っていうのが、そういった協力を得られないと、阻害されてしまうとかいう状態に陥ってしまう

のがよろしくないと思うんですが、（２）にあります、消防機関の役割は何なのか伺います。

○消防長（城下和美君）

最初に、県央管内には76か所のヘリポートを指定していて、年数が経って30か所に絞ったのがそこになります。

普段も降りれる、協力というのはやはり、ランデブーポイントから退出してもらうのも協力、自治会だけではありません。しかし砂埃をヘリは嫌いますので、特に後ろのテールローターが嫌います。

以前は、学校のグラウンドにも降りたことも結構ありますが、今は学校に降りなくなりました。当時は消防の協力というのは、そこにポンプ車が行って水を撒いて砂埃が出ないように協力をしていました。おそらく島原さんとかはしているかもしれませんが、県央ではそういう人員がいないのが実情です。

直近の本署は行けますが、例えば多良見分署で4名勤務していて3名が救急隊として出場しますので、残った1名で何ができるかということになりますので、なるべく協力しなくていいヘリポートの選出をしております。ですから県全体とすればいろんな場所がありますので、そこは協力していくこともあると思います。

○中野太陽議員

先ほどの協力の時の内容で、学校例えば、グラウンドとすれば、学校又は公園管理の管理者の協力を得て行うとなっております。

ここには協力を得てと書いてありますけど、先ほど言われたように、私は学校長が、例えば入らせない様な仕組みを作るとかですよ、そういった準備とか前段階の練習とかをしておけば、学校にも着陸ができるんじゃないかとか、何よりも人の命、1分1秒を争う時に、着陸ができるけれども協力がなければできませんと、ちょっと遠めの所に降ります、その人の命を左右する状態状況に陥った時に、ヘリのローターが壊れるからやめよう、ちょっとそこはなんとか、近い所に降りれる様な努力っていうのを、やっぱりしてほしいなという思いがあります。

先ほど言われたように、着陸したはいいけど飛べなくなった、そうなれば元も子もありませんので、そういった意味では地元の人達が協力をするという、例えば人が入らないようにする、車があったらどけてもらう、というのを事前に、消防の方にしてもらうのではなく、「なんかあったぞ、これは手伝いに行かないと」というような準備というものを、地元の人達と協力ができていれば、できるようになれば、そういった近くの人にでも着陸できるというような組織になっていくんじゃないかな、そういう思いがあり今回質問をさせていただいております。

そういった意味では（３）になりますが、離発着場所の自治体、自治会の協力が必要になる場合が、私はあると思ったんで、そういった所の近くで、ランデブーポイントでしかないとなれば、ランデブーポイントの所での模擬の練習というのはされたりするのか、若しくはしてるのか伺いたいと思います。

○消防長（城下和美君）

防災航空隊であれば、救助を含めて訓練をやりますが、ドクターヘリと消防が訓練をやるということはないです。議員がおっしゃった何でも近くがいいだろうではなくて、この３０か所はかなり絞っております。

半造川もあるし競技場もある、やはりある程度の所は考慮しております。「そこよりもこっちが絶対」とか、「あそこだからダメだった」といったことで、今のところ苦情がきたり問題になったということはないと私は認識しています。

○中野太陽議員

聞き取りをさせていただいた時に、過去の苦情といいますか、苦情の例で言えば、植木が倒れたとか、砂埃で洗濯物が汚れたとか、そういうふうな話であり、運航要領の中では、県の方に連絡するようになっているんですが、やはり消防署の方にもきてたわけですね。

やはり、人の命に関わる協力の部分を市民全体で考えていきましょうという、一つの契機になれば私はいいいのかなと思って、今回の質問をさせていただきました。３０か所のランデブーポイント以外には着陸はしない、着陸はさせないという状況であればもう、ここの管理者との練習というのが必要になってくるのかなと思うんですけど、今そこはする必要はないと考えているんですかね。

○消防長（城下和美君）

我々消防隊がヘリに協力する、ヘリが何を嫌うか、障害物を一番嫌います。人の動きを嫌います。ですからそこに住民の協力を得て、ヘリと一緒にやるかという、とにかくヘリ自体がそこを求めていると私は思います。

いかにヘリが降りやすいように整備するとか、我々が人を入れない、そういったことが先じゃないかなと思います。

○中野太陽議員

最後になりますが、こういったランデブーポイントのところの指定が結構ありますが、傾斜角度、広さ、木の高さですね、そういったいわゆる最低限の着陸ができるような整備体制への連絡というのは、最終的には県がされるんですか。

○消防長（城下和美君）

県に運輸管理部というのがありまして、そこが最終的に現地調査を行います。そこで最終的にはパイロットです。いけると思ったらパイロットが決めます。我々も普通に考えて、ここは大丈夫だろうと思っていても、ダメな場合もあります。

○中野太陽議員

ありがとうございました。以上で質問を終わります。

○議長（林田直記君）

次に、山北正久議員

○山北正久議員

大村市議会の山北正久でございます。与えられた20分でございますから、ちょっと早口になるかも知れませんが、質問させていただきます。

今日は実は、私の質問の大半ではないですが、私の方に、消防署の応援団だと私は思っておりますが、投書がまいりまして、匿名でした。3市の名前で市役所の方にも送ったということでございましたので、たぶんお読みになっておられるのではないかなと思います。

まず、県央消防本部消防署の勤務の仕組みとその実態についてお伺いいたします。

通常、3班体制の交代制で1日、24時間の勤務後、2日休み、さらに1日、24時間の勤務の繰り返しとの仕組みになっているようですが間違いありませんか。また、その実態についての説明を簡単にですがお願いします。

○消防長（城下和美君）

県央消防本部の交替制勤務者の勤務体制は3部制であります。まず8時30分から翌日の8時30分までが勤務です。24時間拘束はありますが、勤務時間は15時間30分で、1週間あたり38時間45分の勤務時間となります。

○山北正久議員

県央消防本部消防署では、勤務明け2日間の非番の日に、救助指導会という大会のための練習を自主参加としながら、半ば強制的に参加させているとの外部からの投書、つまり指摘を受けて現在は中止しているようです。

この点についてお伺いしたいんですが、この救助指導会というのを私も勉強不足でしたので、インターネットで調べてみました。そしたらこれはかなりハード

な訓練だなということもわかりましたし、県央消防本部諫早消防署で長崎県大会をやってる、何故かという内容もわかりました。やっぱりこれは大事な大会で、7月22日に第50回の九州大会が諫早市で行われたということも聞いております。

非常にこの点については、バックアップを我々もしていきたいなと思っております。そういうことで今ありましたように、半ば強制的に参加させてるという、外部からの投書、これを知人から聞いたという表現を使っている。そしてまた、自分が出した後に、接触している様な文言でありましたので、これについて説明をお願いしたい。

○消防長（城下和美君）

救助大会というのは長崎県が5月の末、九州大会が7月22日、全国が8月中、消防職員の若手が一番やりたいレスキュー隊の大会なんですが、やはり私達は救助だけじゃなくて、火災、救急、予防設備、いろんな仕事がありまして、この大会だけに仕事を費やしていることではありませんので、先ほどの勤務体制からいけば、明けの日、その次は週休になっていますので、明けの日の強制と思います。

基本、非番日の訓練は禁止をさせています。ただし、前の勤務が22時から6時半までで、どこか2時間は設けなさいというのが勤務時間の調整ですので、休憩ができ、軽微な訓練で訓練責任者がいけると判断したときは、私は認めておりました。

ただ、その中で強制的に訓練をさせているのではないかと話になったのは県央では初めてです。やはりパワハラ問題があって、今の隊長達が40代ですので、我々から見ればこんな甘い訓練で大丈夫かなという感じはします。

しかし、今の若手の隊長は勉強もしてますし、いろんな経験をしています。ちゃんと本人の了解を得て、顔色を見て、勤務状況をみて大丈夫、やはりこの大会を目指してやりたいという、職員がいるわけですから、この話が合った時に、どうしてそうなったのか協議を行いました。

しかし、訴えきれない若手としては、みんなが参加するから自分もと、そういったのはあったと思いますので、私の判断で非番は禁止にしました。

禁止にしたら逆に訓練をしたい職員が、それくらいで禁止したら消防長のパワハラじゃないかと言われました。県大会をクリアした職員は、九州大会に向けて非番日でも軽微な訓練はしたいと思っているようです。

○山北正久議員

そうだと思います。私も若い頃スポーツもやってきましたから。先ほど、本会議の冒頭に管理者の方から報告があってございましたけれども、今回の九州大会

は、44消防局及び消防本部約300名、延べ62チームと書いてあります。これだけのレベルの高い大会ということでありますから、やはりこの方は、それを攻撃するんじゃなくて、やはり今おっしゃったように人それぞれですね、だから強制と受け取るのか、そうでないのか、いろんな捉え方があろうかと思いますが、こういうところについては、今回の指摘は、私はありがたいと思いながら、あなた方が特にこの訓練については、しっかり配慮して一人ひとり顔が違いうように性格も違う、運動能力も違うのですから、その辺りに十分配慮していければ特に問題はないのかなという風に思います。

おそらくこの話をしていることについても、議事録ができれば必ずこの方は読まれると思います。だから、私は後々の問題もありますけども、特に救助指導会、この救助指導会を県央消防本部でやっていることについても、少し何故なんだと疑問がありました。それでこれについては、大村市役所に前の消防長がいて、話しを詳しく聞くことができ、その原因が分かったんです。何故、諫早消防署でやっているか。

各県は、県の消防学校でやっている。しかし、長崎県はそれができない。ということが、理由があるのですから、これをしっかりと、消防長説明してください。こういう理由で諫早消防署の訓練棟を使ってやってるんだと答弁をお願いします。

○消防長（城下和美君）

九州大会は、九州各県が持ち回りで8年に1回回ってきます。もちろん長崎県の消防学校も今建ったわけではありません。何十年も前に建っています。施設は、大会をする種目によって規格が決まっております、その規格に合っていないと競技ができなくなります。

しかし、今までは費用があって、長崎県の消防学校で、グラウンドに仮設棟を作ったり、長崎市の松山競技場に仮設棟を作って大会を盛り上げてたんですが、どうしても厳しいということで、5年前に県央消防の庁舎が建ち、全種目できる施設もできました。お願いされて、私も勤務地であって勤務時間ですと、ちゃんと伝えたんですが、どうしてもということで今年の長崎県大会と九州大会を受けました。

しかし、8年後についてはやはり県としても考えていくべきじゃないか伝えています。しかし、大会のあり方を今検討されて、次の8年後に消防学校で九州大会ができる棟が建つとは考えにくいです。その時、うちが受けるという返事もしていませんが、その時は、抽選でいくものなのか、長崎県を飛ばすか分からないですが、佐賀県の消防学校には2、3年前にすばらしいものが建って、全種目できるようになっています。

政令指定都市は全種目できる施設を持っています。どうしても長崎県だけは難しいところがあります。議員さんがおっしゃる長崎県にアクションを起こしてもこれですから、８年後にしっかりできるとは約束はできません。

○山北正久議員

こういうのはね、県議会ＯＢの市長さん二人おられるのだから、建設についての進言をしていただき、県に言ってもダメだったではなくて、予算が取ればできるはずです。あれだけの隊員が一生懸命訓練してるんですから、できれば他県と同じような施設になればと思っています。

３市長さんに是非、それぞれの中身をしっかり聞いて、県の消防学校が国の基準に至ってない施設で消防の訓練をしている、ここが問題だと思っています。その辺りをしっかり県の方と折衝してもらえばと思います。

次に移ります。県央消防職員の有給休暇の取り組みについて質問いたします。

消防士や救急・救助隊員の仕事は、ややもすると死に直面する、非常に厳しい職務環境であると認識をしておりますことから、投書にありますように、非番の日はしっかりと休養を取り、リフレッシュして勤務日には１００％以上の力を発揮すべきであるという御意見には、本議員も全く同感であります。

公務員が有給休暇も取れないような職場環境であるとするならば、またそのような職員がいるとするならば、それは大問題であります。県央消防本部職員の有給休暇の実態と職員定数の状況についてお聞きをしたいと思います。

○消防長（城下和美君）

令和３年の年次有給休暇取得状況は、全職員の平均で９．１６日となっております。日勤者は１０．１８日、交替制勤務者は８．９６日の取得状況です。

これは年次休暇で、これと別に特別休暇というのがありまして、夏休であったり、病気休暇いろんな休暇を併せますと、全職員１２、３日取得しております。

この１２、３日というのが適正なのか少ないのか、私も分からないんですが、全国の企業の推奨は５日以上というのもありますし、それでいくと多いかなと考えます。他の本部と比較したことはありません。ただ県央の場合は３交代でして、週休でリフレッシュできていますので、我々も経験がありますが、これは適正なのかなと思いますし、我々の団体には労働組合はありませんが、法律上、消防職員委員会というのがありまして、平均年齢３７、８歳が委員になっています。

そこで、給与でしたり、勤務条件でしたり、いろんな意見を出していいようになっているんですが、そこに年休が取れないという意見は出ておりません。

○山北正久議員

私が懸念するのは、県内10消防本部がある中で、県央消防の定数です。県央地区、特に我が大村市は世帯数も増え、人口も増えております。もちろん諫早市も大きな組織を組んでいきますし、ソニーさんがこれだけ獲得を担っていることとなりますと、当然長崎市の人口は減っていくと思われれます。

これは、要は諫早市や大村市に分散していると見られていいと思うんです。

実際に、我が大村市は県職員が相当家を造っておりまして、朝晩いっぱい混雑して直行で出勤されています。そういう状況を鑑みますと、消防職員の定数については、全体で250名と聞いておりますが、有給休暇の取得状況等も含めますと、非常に厳しい状況にあると考えます。極端に年休も取られない状況ではないかと思うわけです。

例えば、大村市の事例を申し上げますと、大村消防署に65名で分署が2つあります。宮小路分署、久原分署がありますが、当直は宮小路分署、久原分署とも4名なんです。救急出動依頼があれば、4名の内3名は出て行ってしまう。あと1名は、近くで火事があった時は、それに出なくてははいけない。

大村市役所にいらっしゃる前の消防長にどうやって出動するのか伺ったら、庁舎の戸締りをして出動している。こんなことはやらせたらいかん。これは是非管理者の大久保市長、雲仙市長、大村市長も実態を聞かれて、定数を増やすように、少なくとも250名にプラスα、50名くらい実際必要と思うわけです。今大村市はそういう状況です。諫早市も今後新幹線が開通し、IRも出てきます。いろんなもので人口が長崎市から分散してきます。そうすると県央管内が一番人気がある訳ですから、救急車の出動等も増えてくる。だから私は絶対的に定数が足りない、ということを是非ここでお伝えしたい。消防長、あなたの感覚では250名は、あと50名くらいはいるんじゃないですか。率直に答えてください。

○消防長（城下和美君）

実際に、今県央消防本部に何名が適正かということですが、「基準財政需要額があって、それに照らし合わせて消防車ポンプ車に5名乗せます」と言ったら400名近くはなります。県央の先輩方が、少ない人員の中で頑張ってきたということもあって、定数のことはなかなか難しいですが、やはり1本部、3署、7分署ということで人が必要になります。

26万人という人口でいけば、下関市だったり、類似であれば330人は必要です。しかし、そういう本部は1本部、1署という感じで集中しているところが多いです。

県央組合2市10町時代から、少ない人員で分署を置いてやってきた、ただ1人で大変だろうという意見をいただいたんですが、火災に1人で何日いったと聞

かれると、そう数字は上がってきません。なかなか説得材料がないのが実情です。やっぱりこう３２０名、３３０名に向けて研究はしていかなければいけないと思っています。

○山北正久議員

先輩達に遠慮する必要はない。これから先のことを考えてものを言わないとだめですよ。

消防長は大変でしょうけど、市民の代表者として我々は言ってるんですから、消防署員の代表としてもっと声を大にしていろんなことを遠慮する必要ないですよ。どうですか。

○消防長（城下和美君）

先ほど岩竹議員からもありました様に、指揮隊のあり方、女性職員の働き方、そして今、山北議員からご指摘があった様に、時代に沿った県央消防のあり方を研究をして、それと構成市の負担金がありますので担当部局と協議、検討を重ねていって、早い時期にこうあるべきという事をお示ししたいと思っております。

○山北正久議員

これは、３市長さん消防署の視察をして実態はどうなのか、どれくらい実際足りないのか。宮本市長さんの時はいくらか増やして頂いたという話は聞いています。それも前消防長から聞きました。３市長はそのへんはしっかり条例定数もありますが、その定数が見合っているのかどうか、しっかり勉強して、予算をしっかりと確保していただく、これを強く要望しておきます。

最後になりますが、今コロナで大変だと思います。大村市でも夏祭りの開催には議会は反対して、町内会長さん達も反対したんですが、やっぱりやってくれということで、花火大会が８月１日から３日まで夏祭りを開催しました。かなりの人が出たと聞いています。

私は、反対した立場でしたから行きませんでした。それほど市民の皆様はいろんなものが溜まっているのかと思いました。ある意味ではそういう方々のためにも、開催して良かったのかなというふうに思うところも少しはあります。

そこで、最後になりますが、大村市も実は本当にコロナが多い。私なんかがかかるとすぐ新聞に名前が出る。十分注意しないといけないと思っています。

そこで、県央消防本部での新型コロナウイルス感染の発生についてということで、消防本部が出しているアーカイブを見てますと、７月１１日に感染者が出ています。今回投書があったのは、県央消防本部では４月に大人数の飲み会を開催した後に、新型コロナウイルス感染症の署員が複数発生したとの指摘があつてお

りますが、この点についてはどうなのか質問します。また、その後の現況と対策についてお答えください。

○消防長（城下和美君）

大人数の飲食によってコロナが発生したのではないかというのは、これだというのはあっておりません。長崎県の警戒警報に合わせて行動をとっておりまして、それ以上にうちは厳しいです。

何人とは指定はしていませんが、大会が終わった時に小人数で飲食を行い、そのメンバーが同時期に感染したという事案はありました。その感染ルートを辿ってここで、というのはしていません。

現在は5名程が陽性で休んでいます。また、家族の濃厚接触者で5名。今感染ルートがなかなか分からないというのと、子供さんからというのが多いです。

私が一番懸念しているのは、今コロナが増えてきて搬送が増えました。6月に陽性患者を17人搬送したのに、7月には65人搬送しています。8月の昨日まで25件搬送しています。

私はその、飲み会云々というより、救急現場で職員が感染しないか、また、その後救急車を利用することによって、次の患者に感染しないか。そこを徹底しております。

先ほども飲食の話がありましたが、職員は配置場所がバラバラで、その職場をクラスターにして業務が停止したこともありませんし、今の5人でも現場サイドは救急車を無くすとか、ポンプ車を減らすとかはしないで、住民サービスは今までどおりやっております。

○山北正久議員

いずれにしても、人の命を助ける消防も、救急も一緒ですから、そのへんは十分配慮して、市民からそういう指摘がないような形でやっていただきたいというふうに思います。

消防の定数問題については、データをしっかりと、みんなで一緒に考えて定数を増やす様に頑張っていきたいと思っております。

これで私の一般質問を終わります。

○議長（林田直記君）

これをもって「組合行政に対する一般質問」を終結いたします。

以上をもちまして、今期定例会に付議されました案件の審議は全て終了いたしました。

お諮りいたします。

今期定例会において議決されました案件につきましては、その条項、字句、数字、その他整理を要するものがありました場合、その整理を議長に委任されたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（林田直記君）

異議ありませんので、これらの整理を要するものにつきましては、議長に委任することに決定いたしました。

これをもって、令和４年第３回県央地域広域市町村圏組合議会定例会を閉会いたします。大変お疲れ様でございました。

午後４時１５分閉会

以上、会議録を調製し署名する。

県央地域広域市町村圏組合議会

議

長

林田直記

会議録署名議員

松尾祥秀

会議録署名議員

竹森学